

環境アセスメントに係るお知らせ

平成31年3月22日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき初山住宅建設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	初山住宅建設計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区初山二丁目16番
	指定開発行為の目的	住宅団地の更新（建替え）
	指定開発行為の内容	計画地面積：約20,894㎡（うち開発区域面積：約15,774㎡） 延べ面積：約13,504㎡
	指定開発行為の施行期間	2020年7月～2037年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期間：平成31年3月22日（金）から平成31年4月5日（金）まで 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日及び3月30日（土）の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。</p> <p>時間：午前8時30分から午後5時まで</p> <p>上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。</p> <p>http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html</p>
	縦覧場所	宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156